

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和5年8月7日

秋田中央地域地場産品活用促進協議会
会長 穂積 志

1 入札に関する事項

| | |
|---------------|---|
| (1) 契約番号・名称 | 地活協委第7号 「農家のパーティ」ネットワークまるごと商談会 首都圏の仕入れバイヤー招聘等に関する業務委託 |
| (2) 仕様書等 | 別紙のとおり |
| (3) 履行場所 | にぎわい交流館AU |
| (4) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで |
| (5) 入札参加要件 | 1 本協議会の活動内容を熟知し、本協議会が希望する内容について、柔軟に対応できること。 2 過去5年間に、自治体等から委託を受けた商談会の企画や開催、運営実績を持っていること。また、規模および内容が類似する業務を受託し完了した実績を有すること。 3 主に首都圏の仕入れバイヤーとつながりを持ち、その業界に精通していること。 4 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 5 3市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 6 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。 |
| (6) 入札参加申込み | |
| 受付期間 | 令和5年8月7日(月)から令和5年8月14日(月)まで ※土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで |
| 受付場所 | 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市産業振興部産業企画課(本庁舎3階) |
| (7) 指名(非指名)通知 | 令和5年8月15日(火)までにFAX又はメールで通知 |
| (8) 入札 | |
| 日時 | 令和5年8月22日(火) 午後1時30分 |
| 場所 | 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 第4委員会室 |

| | |
|-----------|---|
| 最低制限価格 | 設定あり |
| 入札保証金 | <p>入札金額の <u>5 / 100</u>以上（1円未満切上）</p> <p>ただし、秋田市財務規則第109条第1項第1号および第2号の規定（※）のいずれかに該当する場合は入札保証金が免除されます。</p> <p>第1号に該当する場合は入札保証保険契約に係る書類の写しを、第2号に該当する場合は業務履行実績調書【様式2】および契約書等の写しを入札参加申込みの際に提出してください。</p> <p>※第1号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>第2号：入札参加者が過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> |
| (9) 契 約 日 | 令和5年8月22日(火)（予定） |

2 注意事項

(1) 入札参加申し込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出してください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書【様式1】

(イ) 登記簿謄本（写し可）※申込日から3ヶ月以内に発行されたもの

(ウ) 業務履行実績調書【様式2】および契約書の写し

※過去5年間におけるもの（秋田市財務規則第109条第1項第2号の規定により入札保証金の免除を希望する場合は過去2年間のもの）

(エ) 入札保証保険契約に係る書類の写し（秋田市財務規則第109条第1項第1号の規定により入札保証金の免除を希望する場合のみ）

(オ) 誓約書【様式4】

イ アの(ア)、(ウ)、(オ)の様式については、秋田中央地域地場産品活用促進協議会ホームページから入手してください。

ウ 申込書等は持参（ただし行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。郵送の場合は、必ず電話にて受領を確認すること。

エ 入札保証金の納付方法については、指名通知にてお知らせいたします。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合があります。その場合は、非指名通知によりその旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAX又はメールで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。

イ 入札書には、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記載してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とします。

ウ 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した方を落札者とします。ただし、最低制限価格が設定されている場合は、当該最低制限価格以上の価格をもって入札した方のうち、最低の価格をもって入札した方を落札者とします。

なお、最低制限価格は、予定価格の10分の6以上の範囲で設定します。

エ 入札執行回数は、2回を限度とします。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出してください。

なお、入札書には代理人の印を押印してください。

カ 地方自治法第234条第3項ただし書きの規定により、調査を実施し、落札者を決定する場合があります。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田中央地域地場産品活用促進協議会事務局

(秋田市産業振興部産業企画課内)

電話 018-888-5724

(4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田中央地域地場産品活用促進協議会事務局

(秋田市産業振興部産業企画課内)

電話 018-888-5724